

令和4年度事業計画

令和3年度は、昨年にも増して新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、協会活動の一部が制約を受けるとともに、経済活動の変革が進むことになった。

令和4年度においても、ウィズコロナの社会を念頭に置きつつ、会員サービスを中心とする協会活動を着実かつ積極的に展開していくこととする。

令和3年度の基本方針である①行政との連携、②会員ニーズの把握とそれに関連する情報発信、③各地区協会及び会員事業者との連携を堅持することとしている。

しかしながら、今年度においては、協会活動の原点となる「会員の声を聞く」ことに関し、ただ「声を聞く」だけでなく、「声を聞き出す」ことに重点を置くこと、具体的には各地区の各種会合などに積極的に参加することとする。また、今後も倉庫業が維持・発展していくため、取り組まなければならない課題として、①物流DXの推進、②カーボンニュートラルへの取り組み、③人手不足への対応、④災害対策、⑤地域貢献を掲げ、協会活動の中で情報収集、情報提供、政策提言などを積極的に展開していくこととする。

このような考え方の下、具体的には次の事業活動を実施していくこととする。

(注1) 文中〈 〉内は、主として担当する委員会、記載のないものは日倉協事務局が担当する。

(注2) 下線部分は新規の項目または昨年との変更箇所。

1. 運営全般

(1) 今後の倉庫業の果たす役割とその在り方への検討

倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について国交省と連携し、検討するとともに、「今後の倉庫業が果たす役割とその在り方」についての基本方針を整理する。また、その際必要となる支援策などの要望事項を取りまとめる。　　<物流政策研究>

(2) 地区協会及び会員との連携

- ①事務局長会議における情報・意見交換の一層の充実を図るなど地区協会との連携強化を推進し、地区協会の活動を支援する。
- ②各種会合、研修、説明会に積極的に参加し、地区の会員事業者と積極的に交流を図るとともに、その意見、要望を吸い上げる。
- ③Web を活用したアンケートの実施など会員ニーズの把握の方法を充実させる。
- ④地区協会の新規会員勧誘活動を支援する。
- ⑤倉庫協会ウェブタウン（各地区倉庫協会サイト）の内容充実を図る。
- ⑥地区協会の統計処理を効率的に進めるため、倉庫統計集計システムの利用促進を図る。

(3) 法令遵守等

- ①独占禁止法や下請法等、公正取引に関する法令及び倉庫業関連法規等を遵守し、コンプライアンス問題に適切に対応する。
- ②内部統制に係る規程等の整備及び点検・見直しを行うとともに、必要な業務監査を行う。
- ③会員管理システムを刷新し、地区協会にとって正確かつ即時性をもつ有用なデータベースを構築するとともに、管理の省力化を図る。

2. 重点課題への取り組み

(1) 物流 DX の推進

- ①倉庫税制適用の前提となる物流総合効率化法に基づく計画の認定に当たり、物流 DX 関連機器の整備が要件として付加されたことを踏まえ、新たに物流 DX 関連機器に対する補助制度を創設し、物流 DX を推進する。　　<税制金融>
- ②会員事業者のデジタル化等を通じた生産性向上を支援するため、物流 DX 推進ガイドライン（仮称）を作成のうえ、物流総合効率化法の活用や「物流 DX」「自動化・機械化に係る新技術」に関する説明会を開催するなど、会員事業者への情報提供に努める。　　<物流政策研究>
- ③労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する、AI、IoT、ロボット等の新技術の調査研究・情報収集に努め、その情報提供を行うとともに、倉庫業務の効率化に資するソフトウェアの紹介を行う。　　<情報システム>

(2) カーボンニュートラルへの取り組み

- ①2050 年のカーボンニュートラルを目標に、政府の「地球温暖化対策計画」や

「国土交通省環境行動計画」が改定されたことを踏まえ、倉庫業界としての取り組みについて、基本的方向を検討する。　　<安全環境>

②自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業について、機会を設け、広く周知するとともに、倉庫事業者がこの補助制度を活用できるよう、改善要望などを取りまとめ、関係省庁に要請する。<安全環境・税制金融>

(3) 人手不足への対応

①地区協会主催の学生・就職担当職員などを対象とした倉庫見学会や地区独自の広報活動に必要な支援を行う。<広報>

②日本物流団体連合会の主催する就職支援活動に今年度より参加する。<広報>

③令和3年度に作成した倉庫業PR動画の活用を促進するとともに、倉庫業への就職促進に資する新たなPR動画の制作に取り組む。<広報>

④高齢者の活用を推進するため、厚生労働省の外郭団体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の支援を受け、高齢者活用ガイドラインの作成にあたる。

⑤関係団体の女性活躍推進に係る会合に参加し、情報収集に努めるとともに会員事業者への情報共有を行う。

⑥外国人の活用について国交省及び物流関係団体と協力して研究を行うとともに、会員のニーズの把握に努める。

(4) 災害対策及び危機対応力の強化

①災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援及び行政機関に対する要望等を行う。　　<業務>

②BCP作成に関する説明会を必要に応じて開催し、防災・減災に関する情報を提供するなど、会員事業者の危機対応力強化を支援する。また、「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、感染症対策に適切に対応する。　　<業務>

③都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備(緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力のあり方についての検討を含む)を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援する。また、災害時の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、運輸局の物資拠点候補への登録を促進する。<業務・物流政策研究>

④発生が想定されている首都直下地震等の地震災害に加えて、激甚化している風水害等にも備え、相互の連絡体制の点検、事務局長会議等における情報・意見交換の充実などを進めるとともに、会員事業者が日倉協に期待する役割を把握する。また、日倉協と地区協会の連携を強化し、それぞれの組織の災害対応力の強化を図る。

⑤災害時に有用である非常用電源装置などの機器の整備に関する政府の支援策を整理し、会員に情報提供を行う。　　<業務>

⑥新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の収集に努め、行政からの協力要請に適切に対応するとともに地区協会、会員事業者へ情報発信する。なお、ウィズコロナの社会の中で新しい生活様式の浸透、定着を図る。

(5) 地域貢献

①倉庫業の認知度向上を図る観点から、今後の倉庫業が果たす役割の検討の中で、地域への貢献について整理する。

②倉庫業が行っている地域とのつながりなどの事例を整理し、会員事業者に情報提供を行うとともに、地域貢献活動への取り組みを促す。

3. 各委員会の取り組み

(1) 税制金融

①物流総合効率化法の下での「倉庫税制」の活用を促進する。特に国税の税制特例についてはその活用を強く要請する。

②倉庫税制適用の前提となる物流総合効率化法に基づく計画の認定に当たり、物流DX関連機器の整備が要件として付加されたことを踏まえ、新たに物流DX関連機器に対する補助制度を創設し、物流DXを推進する。〈再掲〉

③倉庫税制においては、現行制度の見直しが必須とされる中、引続き倉庫業の発展に資する施策の創設に向けて必要な要望を行う。国交省と連携し、倉庫業に対する新たな支援制度について検討する。

④自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業について、機会を設け、広く周知するとともに、倉庫事業者がこの補助制度を活用できるよう、改善要望などを取りまとめ、関係省庁に要請する。〈再掲〉

⑤国交省をはじめとする、政府の支援策を取りまとめ、適宜会員事業者に情報提供するとともに、その活用を促す。

⑥倉庫業に対する各種制度に関する改善要望を取りまとめ、実現に向け取り組む。

⑦金融機関との情報交換を通じて融資制度の拡充に取り組むとともに、会員事業者に対して融資制度の周知並びに活用を促進する。

(2) 教育研修

①会員事業者の人材育成を支援するため、常にニーズに合うよう工夫し、教育研修事業を引き続き積極的に展開する。特に日倉協セミナーについては、社会経済情勢の変化を踏まえ、タイムリーなテーマについて情報提供に努める。

②地域バランスにも配慮した研修開催計画を策定し、Webサイトでの周知などにより、研修受講の促進を図る。

③海外物流事情の調査を目的とする海外研修については、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、実施の可否を検討する。

(3) 物流政策研究

①倉庫業の維持・発展のため、倉庫業界として取り組むべき課題について国交省と連携し、検討するとともに、「今後の倉庫業が果たす役割とその在り方」につい

ての基本方針を整理する。また、その際必要となる支援策などの要望事項を取りまとめる。〈再掲〉

- ②社会・経済情勢の変動に伴う物流の変化に対応するため、物流事情の情報を収集し、倉庫業を基盤とするロジスティクスについて研究する。
- ③物流総合効率化法認定件数の増加を図るため、物効法認定取得相談室を中心に会員事業者の設備投資動向を把握するとともに、認定取得をサポートするなど支援を行う。
- ④「総合物流施策大綱」の趣旨や、「物流DX」の推進、「自動化・機械化に係る新技術」の活用について、国交省とも協力して、会員事業者に情報提供を行うほか、物流標準化への取り組みにも参画し、必要により提言や意見表明を行う。
- ⑤物流施設賃貸業の動向について、関係団体とも連携し、情報収集及び提供を行う。
- ⑥国交省の行う倉庫シェアリングに関する調査・研究に協力するとともに、営業倉庫と貨物のマッチングサービスについて検討する。
- ⑦物流企業の海外進出に関する国の支援策等について、情報の収集に努め、情報提供を行う。
- ⑧会員事業者のデジタル化等を通じた生産性向上を支援するため、物流DX推進ガイドライン（仮称）を作成のうえ、物流総合効率化法の活用や「物流DX」「自動化・機械化に係る新技術」に関する説明会を開催するなど、会員事業者への情報提供に努める。〈再掲〉
- ⑨都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備（緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力のあり方についての検討を含む）を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援する。また、災害時の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、運輸局の物資拠点候補への登録を促進する。〈再掲〉

（4）業務

- ①倉庫事業運営に係る事業規制、民事、商事法制の制定、改正等に関する情報を収集し、適切に対応する。
- ②倉庫底などに関する建築基準法の適用の在り方等について、引き続き関係当局に働きかける。
- ③災害、事故等が発生した場合には被害状況等の把握に努め、必要により会員事業者や地区協会に対する支援及び行政機関に対する要望等を行う。〈再掲〉
- ④BCP作成に関する説明会を必要に応じて開催し、防災・減災に関する情報を提供するなど、会員事業者の危機対応力強化を支援する。また、「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、感染症対策に適切に対応する。〈再掲〉
- ⑤都道府県との災害時協力協定に沿って、訓練の実施等さらなる官民一体となった災害時対応体制の整備（緊急支援物資物流に関する地区協会間の協力のあり方についての検討を含む）を推進し、これに取り組む地区協会や会員事業者を支援す

る。また、災害時の支援物資保管に適した施設、特に物効法の認定を取得した施設について、運輸局の物資拠点候補への登録を促進する。〈再掲〉

⑥災害時に有用である非常用電源装置などの機器の整備に関する政府の支援策を整理し、会員に情報提供を行う。〈再掲〉

⑦倉庫業総合賠償責任保険制度の一層の普及を図る。

⑧動産譲渡登記の動向を引き続き注視する。

(5) 中小経営革新

①中堅・中小企業における経営革新について、情報を収集し、意見・情報交換を行う。特に、地域交流を通じた認知度向上、働き方改革、人材確保に向けた取り組みに関する情報提供等について重点的に取り組む。

②政府等による中小企業に対する支援策を調査し、情報提供する。

③法律相談や事業承継に関するセミナー等の会員事業者向けサービスに引き続き取り組む。

(6) 情報システム

①労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する、AI、IoT、ロボット等の新技術の調査研究・情報収集に努め、その情報提供を行うとともに、倉庫業務の効率化に資するソフトウェアの紹介を行う。〈再掲〉

②倉庫業に係る情報技術の調査研究・情報収集に努め、講演会等の開催により、会員事業者の知識や技術の向上を図る。

③web サイトで紹介するパッケージソフトの充実を図る。

(7) 広報

①web サイトやメールマガジン、日本倉庫時報等の広報ツールを活用し、日倉協の活動や倉庫業関係の有益情報を迅速に提供するとともに、広報ツールのさらなる強化に努める。

②日本海事広報協会が主幹の「小学校における副教材等による海事教育の推進事業」に引き続き参画するとともに、日本物流団体連合会の主催する就職支援活動に今年度より参加する。

③会長記者会見、記者懇談会を開催し、業界紙等のマスコミを通して倉庫業の現状を広報する。

④新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、地区協会主催の学生・生徒・児童や就職担当教員等を対象とした倉庫見学会や地区独自の広報活動に必要な支援を行う。

⑤令和3年度に作成した倉庫業PR動画の活用を促進するとともに、倉庫業への就職促進に資する新たなPR動画の制作に取り組む。〈再掲〉

(8) 安全環境

(安全)

①安全講習会の開催や安全パトロールの実施、各種DVDの利用などにより会員事業者の安全への取り組みを支援する。

②会員事業者の自主監査への取り組みを促進する。

(環境)

①2050年のカーボンニュートラルを目標に、政府の「地球温暖化対策計画」や「国土交通省環境行動計画」が改定されたことを踏まえ、倉庫業界としての取り組みについて、基本的方向を検討する。 <再掲>

②自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業について、機会を設け、広く周知するとともに、倉庫事業者がこの補助制度を活用できるよう、改善要望などを取りまとめ、関係省庁に要請する。 <再掲>

(9) 食料

①貿易に関する協定を始めとした政府の対応を含む食料保管に係る動向や、食料に関する国内外の保管・輸送等の基準の状況について注視し、情報を収集して会員事業者に提供する。

②かび保険制度に関する状況の変化を注視しつつ、制度の適切な運営と周知活動に努める。

③「加工食品分野における標準化」を含む食料の保管、取扱いに関する研究を行うとともに、関係団体とも情報共有をはかる。

④食料保管に関連する施設又は物流ターミナルの見学を実施する。

(10) サイロ

①サイロ実態調査を実施し会員事業者へ情報提供を行うとともに各地区から状況報告をして情報交換、意見交換を行う。

②コンタミ防止対策、IPハンドリング、くん蒸対策等について研究する。

③タイムリーなテーマについて講演会、勉強会を実施する。

④穀物を中心とした食料の価格高騰に係る政府の動向について注視し、必要な情報を提供する。

⑤海外のサイロ施設視察については、新型コロナウイルス感染の状況を踏まえて実施の可否を検討する。

(11) トランクルーム

①高度化・複雑化する個人情報や機密情報の管理に求められるサービスについて外部講師による講演等を通して会員事業者に情報提供を行う。

②消費者行政の動向を注視し、適切に対応する。

③Webサイトを活用した集客や顧客サービスの動向を調査する。

④改正電子帳簿保存法が会員事業者に与える影響について注視し、必要な情報の収集、提供を行う。

(12) 物流フォーラム

①倉庫業を基盤とする物流ビジネス推進のため、事業者にとって関心の高い実践的なテーマを選び、研究、討議、意見交換を行う。

②地区連合会が開催するフォーラムに対して講師派遣等の支援を行う。

以 上